

免許番号 区第66号

漁場の位置 赤穂市唐船山地先

漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアにより囲まれた区域

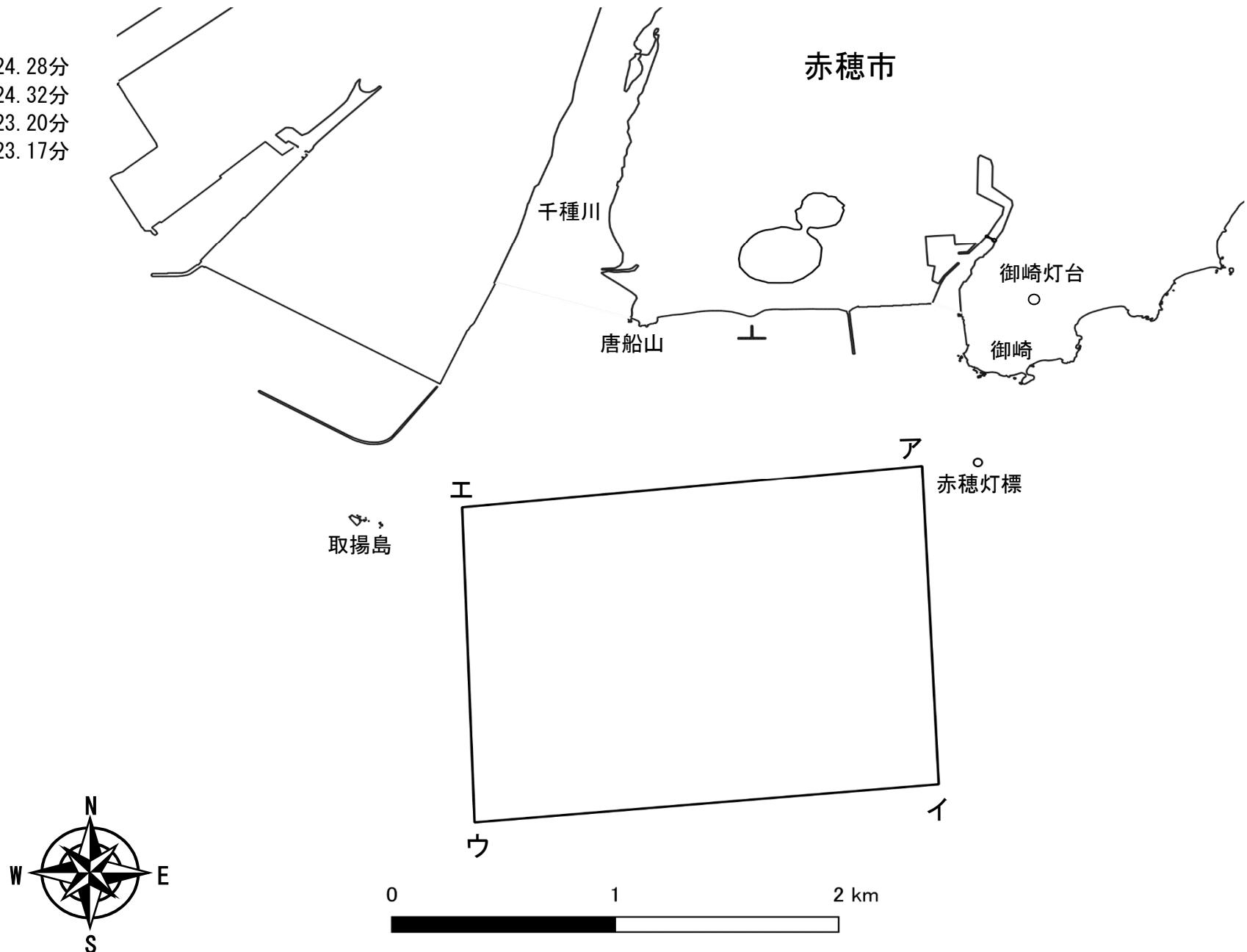
点の位置

ア 北緯34度43.35分、東経134度24.28分

イ 北緯34度42.51分、東経134度24.32分

ウ 北緯34度42.41分、東経134度23.20分

エ 北緯34度43.24分、東経134度23.17分



令和5年9月1日 免許

区第66号

1	表 示				表示番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	第1種区画漁業 のり養殖業 9月10日から5月10日まで					
	主な漁獲物						
漁業の時期							
制限 又は 条件		1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。					
漁業権区		先取特権区		抵当権区		入漁権区	
順位番号	事 項	順位番号	事 項	順位番号	事 項	順位番号	
1	赤穂市御崎1798番地の1 赤穂市漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	兵庫県瀬戸内海海区	免許番号	区第66号	摘要			